

別記様式(第3条関係)

(表)

年 月 日

那須塩原市長 様

届出者 住所
氏名
電話 ()

ごみステーション設置関係届出書(新設・変更・廃止)

行 政 区	
ステーションの構造	1 ブロック造 2 金網造 3 物置タイプ 4 その他()
設 置 場 所	那須塩原市
土 地 所 有 者 (設 置 同 意)	住所
	氏名 (自署若しくは記名押印とする。)
ステーション責任者	住所
	氏名 電話
ステーション設置場所(略図)	

※以下の二重枠内は、記入しないでください。

課 長	補 佐	係 長	係	地図記入	収集指示
確認日	確認者	所見			
通知日	通知者	ステーションNo. : 収集開始(廃止)日 : 年 月 日() 収 集 業 者 : 廃棄物減量等推進員 :			

(裏)

ステーション利用者名簿 ※新設の場合のみ記入	No.	住 所	世帯主名	備 考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
	19			
20				

《ごみステーション設置及び利用上の注意》

- 届出書を利用開始希望日の3週間前までに市に提出すること。
- 新設においては、利用世帯数がおおむね10世帯以上であること。
- ごみ収集車が容易に方向転換、通り抜けできる場所であること。
- 一方通行の場合は必ず左側に設置すること。また交差点の近くには設置しないこと。
- ステーションの面積は、1世帯当たり0.2㎡以上の面積があること。
- 構造物を設置する場合は、次の基準に従い収集作業が容易にできる構造にすること。
(天井まで1.8m以上、奥行き2.5m以内、開口部 幅0.9m以上・高さ1.7m以上)
- ステーションの維持管理は、利用者が責任をもって常に清潔に保つこと。
- ごみは「ごみ分別事典」を参考にして、きちんと種類ごとに分別して収集日の朝8時30分(塩原温泉地区は8時)までに出すこと。夜中に出さないようにすること。
- 粗大ごみや引越などで出た大量のごみは、那須塩原クリーンセンターに直接搬入すること。